

久留米市有料老人ホーム事故報告要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けているものを含む。以下「有料老人ホーム」という。）において発生した事故について、法第29条第9項の規定に基づき報告を求めるに当たっての必要な事項を定めることにより、利用者の処遇改善及び適正な施設運営の確保に資するとともに、事故の発生又は再発の防止に努めることを目的とする。

(対象施設及び入居者)

第2条 この要綱の対象となる施設は、久留米市にある有料老人ホームとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設で、それらのサービスを利用している入居者を除く。

(報告すべき事故の範囲)

第3条 有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）が報告を行う事故の範囲は、入居者に日常生活上必要な便宜を直接供与していた場合のみでなく、次のいずれかの場合を含むものとする。ただし、指定居宅サービス事業者等が「介護サービス事故に係る報告要領」に基づき保険者に報告した事故については、市へ重複して報告することは求めないものとする。

- (1) 当該施設の敷地又は居室内で発生したもの
- (2) 有料老人ホームの行事中に発生したもの
- (3) その他便宜の供与に密接な関連があるもの

(報告すべき事故の種類)

第4条 報告すべき事故の種類は、前条に定める範囲のうち、転倒、転落、異食、不明、誤薬・与薬もれ等、誤嚥・窒息、医療処置関連（チューブ抜去等）、感染症（インフルエンザ等）、食中毒、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む。）、接触、職員の違法行為・不祥事（入居者に対する虐待、個人情報紛失、預かり金の紛失や横領など、利用者の生命や財産が脅かされたもの）、事業所の災害被災とする。

(報告すべき事故における留意点)

第5条 事故報告に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 感染症等については、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成

17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号)に基づき、久留米市保健所へ報告を行い、指導を受けること。

- (2) 職員の直接行為が原因で生じた事故、職員の介助中に生じた事故のうち、入居者の生命、身体、財産に重大な被害が生じたもの(自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。)については、管轄の警察署へ連絡すること。
 - (3) 死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告することを原則とする。ただし、死亡後に相当期間の放置がなされた場合は死因に関わらず報告すること。
 - (4) けが等については、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること。なお、報告すべきか不明の場合は、市に問い合わせること。
- 2 報告後に、事故の対象者の容体が急変して死亡した場合等は、再度事故報告書を提出するものとする。

(報告の時期)

第6条 入居者の家族等への連絡その他必要な措置が終了した後、速やかに市長に報告を行うものとする。

- 2 前項の報告は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に行うものとする。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず電話等により久留米市に事故の概要について報告を行い、その後文書により報告を行うものとする。

(報告先)

第7条 事故の報告先は、久留米市健康福祉部長寿支援課とする。

(報告する項目)

第8条 事故報告を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 事故状況の程度(受診、入院、死亡等)
- (2) 事業所の名称、連絡先及び施設の類型
- (3) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
- (4) 事故の概要(事故発生・発見の日時及び場所、事故の種別、発生時の状況等)
- (5) 事故発生・発見時の対応(対応状況、受診方法、受診先、診断結果等)
- (6) 事故発生・発見後の状況(家族や関係機関等への連絡)
- (7) 事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析)
- (8) 再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)

(報告書及び作成方法)

- 第9条 事故報告は、久留米市有料老人ホーム事故報告書(第1号様式)により行うものとする。
ただし、設置者が任意に作成する事故報告書が前条各号に定める項目を満たしている場合は、第1号様式に代えることができる。
- 2 事故報告の提出は、電子メールによる提出が望ましい。
 - 3 事故報告書は入居者個人ごとに作成するものとする。ただし、火災又は地震等の災害、食中毒、感染症等の対象者が多数になる事故の場合は、事故報告書を1通作成し、対象者リスト(第1号様式項目3「対象者」及び5「事故発生・発見時の対応」、各人の病状等の程度、搬送先等の内容を含むこと。)を添付することで代えることができる。

(記録及びその保存)

- 第10条 設置者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備し、その作成の日から2年間保存するものとする。
- 2 設置者は、第4条及び第5条に規定する報告すべき範囲及び種類の事故以外のもので、これに準ずるもの(入居者が転倒したものの、特に異常が見られない場合や職員による送迎時の交通違反等をいう。)については、個人記録、事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として施設内で検証し、再発防止を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行する。